

総務常任委員会会議録

平成31年2月21日

宮古市議会

宮古市議会定例会平成31年3月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(2月21日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	7
付託事件審査(3)	13
休 憩	14

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時 平成31年2月21日（木曜日） 午前10時00分
場 所 議事堂 委員会室

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第19号 宮古市小国総合交流促進施設条例
- (2) 議案第30号 田老総合事務所庁舎移転新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (3) 議案第32号 字の区域の変更について

出席委員（7名）

松本尚美	委員長	木村誠	副委員長
西村昭二	委員	鳥居晋	委員
竹花邦彦	委員	田中尚	委員
工藤小百合	委員		

欠席議員（なし）

説明のための出席者

[付託事件審査]

(1)

企画部長	松下寛君	川井総合事務所所長	大久保一吉君
------	------	-----------	--------

(2)

企画部長	松下寛君	企画課長	多田康君
田老総合事務所所長	前田正浩君	地域振興係長	鳥居裕司君
建築係長	佐渡俊幸君	建築住宅課主任技師	宇夫方徹君

(3)

企画部長	松下寛君	企画課長	多田康君
企画調整係長	三上巧君	企画課主事	佐々木大輔君

議会事務局出席者

事務局長	菊地俊二	次長	松橋かおる
------	------	----	-------

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（松本尚美君） おはようございます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これから総務常任委員会を開会いたします。

本日の案件は付託事件審査3件、説明事項7件となっております。議事進行にご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○

付託事件審査（1） 議案第19号 宮古市小国総合交流促進施設条例

○委員長（松本尚美君） それでは本委員会に付託された事件の審査を行います。なお、議案の提案理由につきましては本会議で説明済みでありますので、省略をいたします。

議案集1、19の1ページですね。議案第19号宮古市小国総合交流促進施設条例を議題といたします。質疑のある方は挙手願います。

鳥居委員。

○委員（鳥居 晋君） おはようございます。この第7条の指定管理者についてですけれども、今まで地元の団体っていうかそういうところが、指定管理者になっているようですけども、これもそういうふうに解釈してよろしいんですか。

○委員長（松本尚美君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） はい、運営団体でございますけれども、平成30年の3月なんですけれども、総務常任委員会に提出いたしました資料の中で、施設設置後の運営に住民が参画するよう運営体制の整備を整えます、というようなことで資料を提出してございます。そういった観点から考えますと、NPO法人、現在、小国振興舎というのがございますけれども、地元のほうの団体ということで指定管理を考えていくということで、今は考えております。

○委員長（松本尚美君） 他にございませんか。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 今の鳥居委員の発言に関連をしてお伺いをいたしますが、まず最初にお伺いをしたいのは、指定管理の時期であります。本会議ではこの施設については6月の末に完成見込みというふうに説明があったと記憶をしておりますが、指定管理をする時期はいつごろからを予定しているのかという点をまずお聞きします。

○委員長（松本尚美君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 工事スケジュールにもよるわけなんですけれども、現在業務が完了するのを31年6月24日ということで工事のスケジュールを組んでございます。

したがって、7月に入って、現在7月の1日ごろから、指定管理の運営というようなことで準備を進めたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 7月の1日ということですので、だとすればですね。先ほど鳥居委員のほうからもお話があったわけですが、地元のNPO法人等に指定管理というお話もあったわけですが、公募をしないと。公募しないで、いわば地元のNPO法人等に指定管理を行うという、そういう考えでいるということでしょう。

か。

○委員長（松本尚美君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） はい。国道345号の休憩施設について整備するに当たって、最初の整備の基本方針のところから、地元のほうにお願いをするということで進めているものでございますので、公募はしないということで考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） とすれば、いわば、地元の団体が指定管理に適しているかどうか、という、いわば選定等の問題が出てきますよね。ここの関連はどうですか。

○委員長（松本尚美君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 今後、要綱をつくります。指定管理の要綱つくってですね、選定委員会というのが庁内にごございますのでそちらに諮って、ちゃんとできる団体であるか、金額が適正であるか、そういうのを審査する、というような段取りといいますか、準備になります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 条例議案でありますので、改めてどこがポイントかっていうことで考えているんですが、一つやっぱり施設の設置目的に照らしてですね。設置の目的にかなうような形でやっぱり管理形態を考えるだろうと。その一つに今のいわば指定管理者の選任方法についての御意見があったというふうに受けとめておりますけれども、私はここはですね。一つには気になっているのは第3条ですね、第3条の（2）、（3）。ここでは禁止条項が設けられております。行商、募金、宣伝、その他これに類する行為を行うことはだめですよ。興行を行うこともだめですよ。いう条例の提案になっておりますけれども、ここは、私はなぜこういうふうな条例の中身としてですね。本日提案をいただいているのか、ということについてまず考え方を伺います。

○委員長（松本尚美君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） これは行為の制限でございまして、公共の施設の中で行商、募金、宣伝行為、その他という部分について、行うことは一応制限をしてございます。第2項の中で管理上必要と認めるときについては前項のこの許可に条件を付して、許可をするということで、原則的に全体的に、施設の管理設置をするときには、こういうような条例っていいですか、制限条件をつけておるといようなところですか。答えになってるか、ちょっと。田中議員さんに、答えになってないと言われるかもしれないですけども。そういうことで作りました。

○委員長（松本尚美君） もっと正確に、っていうか、説明をお願いしたいですね。今、田中委員が聞いているのは、誰がやるかっていうのもありますけどもね、指定管理者がやることについての恐らく制限だと思うんで、そこを踏まえてちょっと。ほかにあるからじゃなくて、説明を願います。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 指定管理者は第8条において第3条の許可に関することを行います。なので、指定管理者はそこには含まれて、ございません。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） ですから私は、改めてここににつきまして、ざっくりとした考え方で発言させていただきますと、いわゆるその道の駅。っていうような考え方がですね。この間私たち総務常任委員会の中でも議論してきたっていうふうに私は理解をしているんですよ。そうしますと一つには、やっぱり地元の要望があって、廃校に伴う学校校舎をこういう形で、交流促進施設、この交流促進施設っていうことになっちゃいますと、今

川井総合事務所長のお答えにありましたように、市の公共施設なので今、いわば禁止行為に掲げられたことができないと、いう答弁だったわけであります。私はそういうふう聞いたんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 禁止行為ではなくて、あくまでもそこは許可行為でございますので、できないということではないです。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 失礼しました。行為の制限ということになりますので、市長が許可をするというふうな形にしっかり読んでください。という答弁に伺いましたので、私が言いたいのはですね。いわゆるあの箱物行政ということで、かつて批判されて、それからまた平成の大合併を踏まえて、今抱えている状況ということになりますと、ただでさえ宮古市は合併に伴って、いろんな公共施設を持っている。これも半端じゃない面積ってことで指摘をいただいております。それからどうするのかっていうことになりますと、人口がどんどん減っていくもとの、合併特例債等々いわば合併に伴う、財政の優遇もなくなっていくもとの、とても大変だと。ということが想定されるわけでありまして、そういう中で新たに学校を、目的をこういう形で転じてですよ。交流促進施設、本当にやっぱり交流促進施設になるような、やっぱり施策等と一方においては指定管理者、地元のNPO法人ということで、ここは公募もせず、という部分で、説明いただいておりますけれども。いわば初めからできレースみたいな形になっちゃって、本当にこの交流促進施設に必要なですね。民間のハウツーなりノウハウなり、そういうものが期待できるんだろうかと。いうのがちょっと私が懸念している部分であります。つまりね、もう、赤字が出たらもう全部お役所が負担してくれる。指定管理者でもらえると、いうふうなしかけに見えるんですが、やっぱりこういう施設はできるだけ物販も含めて、というイメージがあったもんですから、そういう中でいわば市長の行為の制限。基本的に行為の制限ですから、これはもうだめですよという私は受け取ったので、冒頭の意見になったわけで。私は逆に、どんどんこういうことをすべきだというふうに思っているもんですからね。そうすると、何が足りないかといいますと、そうした場合のいわばキックバックといいますか。表現よくないですけども、施設を利用して、例えば売上げを得た場合には、それで売上げの幾らかは施設の管理としていただきますよと。いうのがね私はなきやないんじゃないのかなと思ってるんですが、この条例見た限りではその条項がないように思っております。その辺についてはどう内部では検討なされたのか、伺います。

○委員長（松本尚美君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） ここはですね。24時間のトイレとか、というところを考えると、利用施設というような部分で金額を取るというような施設はないというような、考え方のもとで、ここのこの条例を設定したもので24時間誰でも使えるというところを考えたところなんです。通常のそれこそ、なあどとかなんですけれども、こちらのほうについては利用施設とかっていうのがございまして、利用料金とかというようなものも出てきますけれども、ここにつきましては、そういうところ、そういう施設がございましたので、利用料金等についての規定はございません。

ただ、田中議員さんおっしゃるようにそのイベント等を行ったときに、それこそ会場とか貸したときの会場の使用料とか、どういうふう考えてるのっていうような部分になってくるかと思うんですけども、そういうのも含めて、料金収入として上げるべきだろう、というようなお話だと思います。現在のところは、そこまで考えて

いなかったっていうのが正直なところでございます。ちょっと少し検討させていただきたいというように思います。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 宮古市には、なあどっていう経験もございますし、一方においては、重点道の駅っていうことで田老にもいわばある意味、宮古の道の駅をしのぐような施設が整備された。問題はつくってから以降の話なんですよ。そういうときにやっぱりなんていいですか。NPOであり、なんであれ、その管理者が、やっぱり施設の交流促進をやっぱり活性化するような、いい意味での、やっぱり熱心さと、できるだけその維持費の一部はそういうふうな利用活用の中から生み出すということをやっばり柱にすべき。そこがない、これから検討するという点ではですね。検討ですので、ぜひ私の意見が形になるような形で御検討いただきたい。以上です。

○委員長（松本尚美君） コメントございます。企画部長どうぞ。

○企画部長（松下 寛君） 御指摘ありましたとおり、まずこの交流施設の目的をしっかりと達成させるために、指定管理者とともに取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 先ほど田中議員が言っている意味はですね、多分こういうことだと思うんです。これは、現実に予算特別委員会の中でも議論があるかもしれませんが、いわば、指定管理料の中に、収益事業と公益事業があるでしょう。いわば収益事業に対する扱いをどうするのか。これはさまざま、この間もまず指定管理を行う場合に、当然この施設においても、物販、あるいは飲食提供するわけですから、当然これは収益事業になっていく。したがって、これらも指定管理料の中に含まれていくのか、いないのか。そういったね、議論が出てくるでしょう。いうことの指摘だと思うんです。ここはね、予算特別委員会の中で、500何万かの指定管理料が予算計上されていますから、ここの具体的なその指定管理の中身は内容を含んだ中身なのかと、あくまでも公益施設管理にかかわるだけなのか、そうでないのかという議論が出てくるということです。

これは少しやっば市のほうでも整理をしておいていただきたい。これだけ述べておきたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 大久保川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） はい。了解いたしました。

○委員長（松本尚美君） 他にありませんか。すいません、私。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） まず1点。これと直接関連、今審査といいますか、議論することでないのかもしれませんが、条例設置とともにですね、通称。施設の通称ですね。名称、通称っていうか、なんていうのかな。通称とよく言われるんです。そこはどう対応されるんですか。

○副委員長（木村 誠君） 川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 地域のほうからですね、要望が出されておまして、里の駅おぐにというようところで地域の方々から、18日付けで要望が出ております。それを受けて、その地域のほうの要望っていうのは、当初の部分、それから、これまで、会議を重ねてきた中で最終的に、里の駅おぐにというようところで要望したい、ということで上がってきた内容でございます。

今のところまだ決定でございませんので、これから地域の要望を踏まえて、公募という形ではなくて、地域の公募っていうことなんですけれども、決裁を経て、正式な通称にしたいというように考えてございます。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 私は非常に心配。私だけの心配かどうかわかんないんですけども、340号線立丸トンネルですよ。要するに106号から南側っていうか西側っていうか、ですね、遠野に至るエリアですね。ここは小国地区だけではないんですね。江繋っていう地区もございますね。そうしますやっぱり早池峰山の麓っていうことに、薬師川を含めてですね、なってくるわけですね。そうするとやっぱり全体というふうに私はやっぱりとらえるべきじゃないのかな。単にその小国地区だけではなくてですね。そういった少し広いエリアでやはり地域の皆さん、住民の皆さん、生産者含めてですよ。農業、農産物ですか。恐らく産直機能も持つと思うんですね。あとはいろんなお菓子類とかいろいろ研究されているようですけども。そういったエリアというものもやっぱりポイントとして私は大事な部分ではないのかなと。オール川井っていうのも当然ありますけれども、一方でやまびこ館っていう展開もしてますから、地域の特性、個性をとといいますかね。そういったやる気っていうものをやっぱり十分評価したいんですけども、エリアとすれば、やっぱりそういうエリアでの施設の拠点といいますかね、そういったとらえ方をしていかないと。どうしても、私が言及するわけにはいかないのかもしれないかもしれませんが、やっぱり川井村時代、その以前の時代、そういった流れの中で、やっぱり地域地域のそれぞれの特性があつてですね。ちょっと、いろいろ難しい面もあんのかなと。いうこの際ですから、そういったこと意識しながらですね、やっぱり、NPO法人さんですか。そういった方々、指定管理者の予定者の方々とですね、やっぱりそういったことをしっかりと捉えていかないと、恐らくそうでないっていう、ね、思ってる方も、やっぱり地域には結構いらっしゃるんです。私の実感として肌感覚として。どうでしょう。

○副委員長（木村 誠君） 川井総合事務所長。

○川井総合事務所長（大久保一吉君） 実はその辺も私のほうで気にしまして、この里の駅おぐにという名称については、あそこの流域、川はですね。閉伊川まで流域の方々、要は、小国、江繋地域の方々、あそこまで含めて、お話をした中で、全体でもって里の駅おぐにというようなところで要望いただいているところがございます。なので一応、一応といいますか、その流域の方々の意見要望について気にしながら、今の里の駅おぐにというところを要望されてきましたので、その辺は事務局といいますか、私どものほうも、相当気にして、話をしながら愛称についてはお聞きをさせていただきます。

○委員（松本尚美君） はい。わかりました。

○委員長（松本尚美君） 他にないですか。予算の絡む部分は予算の部分で、やりとりがあるかもしれませんが、よろしくお願いします。じゃなければ、質疑を終わります。

それでは議案第19号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

討論はないようですので、直ちにお諮りします。議案第19号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案可決すべきものと決定しました。では所長退席してください。御苦労さまでした。

○

付託事件審査（２） 議案第30号 田老総合事務所庁舎移転新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に議案第30号、田老総合事務所庁舎移転新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。30の1ページ、それから参考資料として、別紙で配付されてると思いますけれども。質疑のある方いらっしゃいますか。

田中委員。

○委員（田中 尚君） 実はこの田老総合事務所に関して言いますと、整備当初から議会では、以前の総務常任委員会では、侃々諤々議論してきた経過がございます。それはさておいて、こういう形で入札発注ということで出ておりますが、改めて請負率を伺いますが、確かに説明の折には5者で89.86%。参考までに、その他の応札業者のお名前はどんなふうになりますか。

○委員長（松本尚美君） 前田田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） 応札業者5者になります。伊藤建設株式会社、株式会社菊地建設、佐々勇建設株式会社、陸中建設株式会社、株式会社佐々木組三陸営業所の5者になります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） その中で純粹の地元企業ということになりますと、ということになりますと、何者ですか。

○委員長（松本尚美君） 前田田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） 3者にちょっと待ってください。4者ですね。伊藤建設株式会社、株式会社菊地建設、佐々勇建設株式会社、陸中建設株式会社の4者になります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 今回提案をいただいておりますのは私の理解からすると、純粹たる、地元企業ではない。準地元企業っていう理解をするんですが、私の理解でよろしいですか。

○委員長（松本尚美君） 前田田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） 準といいますか宮古市内に事務所がありますので、佐々木組三陸営業所については事務所があるということで、その準、ということになるのかちょっとその辺はすいません。

○委員長（松本尚美君） 準市内業者。

○田老総合事務所長（前田正浩君） すみません。準市内であります。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 委員長にサポートしていただきまして、正確なお答えいただいたという認識でありますけれども、そうなった時にですよ。今回のいわば請負率なんですけれども。非常に。一方においては入札不調が言われているというふうにも聞いております。それは言葉を返すと、地元のいわば純粹たる地元企業が、復興等も含めて、大きく事業費が発注されてもですね、なかなか消化できにくい状況にある意味反映しているのかな。そういう中での今回の田老総合事務所ということで落札になった。よく見たら準地元企業だ。ということを考えますと、ちょっとこれはいかがなものかなと思います。

ただ、入札制度をとった場合には、ルールがございますから、これはやっぱり応札した業者の中で最も発注者であります宮古市にとって有利な価格を提供いただいたところと契約をします。これは事務的にそういうふうにしていかなければならない。その結果の提案だというふうに理解しているつもりなんですけれども。そうなりますとですね。ちょっと今のタイミングでそこから先の議論はちょっと答弁する体制にないな、と思いますので、やめますけれども、そういう中でちょっと気になるのは、田老の総合事務所の整備の仕方として、

二つある。私は二つあったとっております。

一方においてはやっぱり木材の普及を促しましょうと。そういう、大きな流れの中でやっぱり具体化が、残念ながら設計に反映されてなかったと。いうふうには結局のところを思うんですけども。改めて今こういう形で請負契約議案が出てると今の段階ではですね。以前にもそこは前田総合事務所長から決まってない。これから検討するっていうことからですね、できるだけ木材を取り入れるというふうには答弁が変わってきた経過を私は記憶してるんですが。そこは改めて伺いますけれども、1番のポイントは、発注者の意図が鮮明でなかったと、というのが原因なのかなと私は思っているんですが。もっと木材にこだわるべきだ、ということがこの機会に言いたいんですが、今後も、もしかしてあるかもしれないので、田老総合事務所長さんに聞くのはちょっと不適切かなと思うんですが、企画課長さんもお見えでありますので、ちょっとそこはね、この議案のいわば請負契約に関連する形で、もし、委員長が質問を許されるのであれば、その部分のお答えいただきたいと思っております。

○委員長（松本尚美君） あります。わかりました。松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） 公共建築物における木材の使用につきましては、可能な部分については使っていくということが指針でも示されております。それで、従来の災害公営住宅にありましても、なるだけ使える部分については使うということでやっておりますので、今後とも、公共建築物につきましてはその指針に基づきまして進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） もう一つの問題は、いわゆるお名前が出てますので出しても構わないと思っておりますけれども、やっぱりその民間金融機関、この場合ですと宮古信用金庫田老支店を、庁舎の中に設計段階から取り組むという形が具体化された議案であります。そういったことを考えますとそこを重視すると、私どもの立場とすればですね。これちょっといかなものか、いうふうなことにもならざるを得ないと思うんですが。一方においては、レイアウトの段階で説明をいただいた記憶あるんですが、そういう金融機関がいなくなった後も想定した設計図になっていると。いうふうには私は聞いた記憶があるんですが、その理解でいいですか。間違っていますか。伺います。

○委員長（松本尚美君） 前田田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） はい。そのように考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） そうしますと、将来的に見たときに、いずれ金融機関のコーナーがなくなる。それも想定して、今回請負契約の中に整備面積の中に入っている。ということになりますと、言葉を変えると、我々総務常任委員会が指摘した中身をしっかりとめていただければ、将来無駄にならない適切なやっぱり公共施設の面積で整備が図られたんじゃないか。という考え方は私は出てくるんですが、そういうふうにとらえますとですね、これやっぱりこれは過大な事務所になるんじゃないか。という点についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 前田田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） 将来的な部分はそういうふうにも考えることもあるかもしれませんが、今現在、利便性。田老地域のためにはですね、信金を含め、商工会議所を含めてですね、必要だということでこのような計画になってございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 想定したお答えいただいておりますので、納得するかどうか別にしてね。私は質疑を終わります。

○委員長（松本尚美君） ほかにございますか。じゃなければ、私から。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 関連してっていうことになるのかもしれませんが、田老新駅と今回の契約する建物、契約してつくる建物ですね、これをつなぐ部分が当然必要だと思うんですね。それはいわゆる近接工事ということで、以前にもちょっと確認しましたけれども、これは別途発注。当然三鉄さんとやりとりをしないことにならないことになってくるんですが、そこの部分をちょっと説明していただけますか、どういうふうになってくるのか。これだけできても、駅には当然、行けないんですね。

○副委員長（木村 誠君） 前田田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） 連絡通路についてもですね本工事に入ってますので、別途発注ということではございません。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 連絡通路は今回の契約の中に入ってますよと。そしてその駅の部分ですね、線路にかかわる、おそらくプラットフォームとかですね、そういった部分は屋根があれば屋根とか、そういった部分が出てきますが、これはどういう予定です。

○副委員長（木村 誠君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 駅本体工事については別途発注となっております。三鉄のほうに市から補助金を交付をいたしまして、三鉄発注として仙建工業が受注して現在施工中でございます。来年度に入りまして6月頃の完工を目指して、現在工事中でございます。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） はい。わかりました。それで近接工事かどうかっていうのは、通路の部分について前にお尋ねしましたけれども、通路については近接工事に一部入るということですか。

○副委員長（木村 誠君） 田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） 三陸鉄道に確認したところですね、連絡通路などの施工箇所、内容によっては近接工事になると。そして、該当箇所の施行については、見張り員の配置が必要であるというふうに確認をしております。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 近接工事に該当する部分があるということですね。わかりました。

前段で新築工事を発注する前の段階で、ちょっと確認したんですけども、この近接工事の場合にはマル特業者マル特指定っていうんですかね。特定指定を持っている業者でないと応札ができない。というのがどうかっていうのもあったんですけども、今5者ですよ。応札したのが。入札に際しての条件に付してましたか。ちょっと見てなかったんですけども、確認したいです。

○副委員長（木村 誠君） 前田田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） これも三国に確認をしておりますけども、業者としての資格は必須ではなく、有資格者がいればよいと。下請でも可と。よいということで確認をしております。

○委員長（松本尚美君） わかりました。はい。ほかにありますか。

鳥居委員。

○委員（鳥居 晋君） 工事の概要の中で、事業工っていうのがありますが、まず一つ場所打ちコンクリート工っていうのは、どういう工法なんですか。

○委員長（松本尚美君） 前田田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） 事業工、場所打ちコンクリート杭ということで。杭をですね、杭を18カ所ということになります。その場で型枠をつくってコンクリートを流し込むという騒音の少ない工法ということになります。

○委員長（松本尚美君） 私が説明しますか。プレボーリングっていうのもありますけれども、既成杭じゃなくて、鋼管杭もありますけどね。何か、いいか、説明はどうぞ。

松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） 現場打ちの杭というのは現場に穴を掘って、そこに鉄筋を入れて、そこでコンクリートを流して、現場で杭をつくるという工法です。既成の杭を持ってきて打ち込むというのではなくて、どうしてもやっぱり住宅地でありますとか、騒音とか振動があるところでは、やっぱりこういう現場で掘って杭をつくるというのがありますので、今回の工事もそういう手法でやるということでございます。

○委員長（松本尚美君） 鳥居委員。

○委員（鳥居 晋君） 確認します。こんな鉄鋼のあれをドンと穴を掘って入れてやって、鉄筋を組んでその中にコンクリートを入れる。何回か見たことがあります。やってる工事の現場ね。はい。了解しました。

○委員長（松本尚美君） 鳥居委員。

○委員（鳥居 晋君） あそこは田んぼだったかもしれないから、地盤がそんな固くないと思うんですよ。その場所打ちコンクリートを、いわゆるパイル。それを何メートルぐらい打って、地盤まで届くの。

○委員長（松本尚美君） 松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） すいません。ボーリングをやってですね、ボーリングやって支持層というか、ある一定の地盤の固さ出るところを確認しますので、そこまで杭をつくるということになりますので、ある一定の深さでとめるとか、そういうがないので、それでもって全部支持層に届くような杭を作成するということになります。長さはですね、今現在のところだと15.4メートルから21.9メートル。これ太さが1メートルで18本という仕様になっております。

○委員長（松本尚美君） 鳥居委員。

○委員（鳥居 晋君） もう15メートルぐらい20メートルでばかなりな深さですから、それに建物が1階だけコンクリートで、2階は木造になっていう話ですから、重量的にも大丈夫だろうと思うんですけども。それでもう一つ。

○委員長（松本尚美君） 鳥居委員。

○委員（鳥居 晋君） 後ろのほうは、線路の法がきていますよね。あれには、工事中とか工事の後にも影響はまったくないという考えですか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） ホーム工事とは別途切り離してございますので、線路の築堤になっているところにはホームを支える杭を打ちますけども、こちらの建物荷重は線路側にはかからないというような仕様でございま

す。

○委員長（松本尚美君） よろしいですか。ほかにありますか。

田中委員。

○委員（田中 尚君） 三陸鉄道との関連での質問が続いておりますので、私もそれに関連する形で伺いたいと思うんですが、一つにやっぱり今の田老の駅は、一つにやっぱり北校の通学生のいわば利便性を確保する場所にあったわけでありまして。加えて、もう一つ、田老のいわば本当の町中に新たに駅を造る。

そのための庁舎の中に取り組みというふうな形で、説明いただいているわけでありまして、そうした場合には、鉄道ですね、この駅の将来の乗降客の利用というものが、どういう数を想定しているのでしょうか。

○委員長（松本尚美君） ちょっと反れますけどもいいですか。関連で。

多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 後ほどの説明です、三鉄の利用促進とかで、改めて御説明したいと思います。

○委員（田中 尚君） なるほど。わかりました。終わります。

○委員長（松本尚美君） ほかになければ、私が。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 1点だけちょっと確認させてください。先ほど鳥居委員のほうから杭の、質疑がありましたけれども、この18セットっていうのは当然、必要な本数ということは理解するんですが、このボーリング調査は何カ所やりましたか。

○副委員長（木村 誠君） 田老総合事務所長。

○田老総合事務所長（前田正浩君） ボーリング調査を18カ所調査をしてございます。すいません、5カ所になります。

○委員（松本尚美君） 以前から災害公営住宅も含めてですね、宮古市に限らないかもしれませんが、この建物を建てるときのボーリングデータ不足によってですね、非常に現場が止まったりですね、あとは予算的な、それから工法含めてですね。余儀なくされた過去がある。そして、それを踏まえて、私はやっぱりしっかりとですね、限りなくなく。なあどのときもそうでしたけれども、タラソを含めてですね。100数10本打つのにね、ボーリングデータが本当に足りてない。という指摘をして実際にやって、やっぱり問題があったということなんですね、そこを前提に5カ所ということで、カ所をボーリングしたという理解でよろしいですか。

○副委員長（木村 誠君） 前田田老総合事務所。

○田老総合事務所長（前田正浩君） はい。そういうことでございます。

○委員（松本尚美君） そうすると、100パーセントとは言いませんが、この案件に関しては、ほぼ工法変更含めて、増工含めて増額はあり得ない。とは言いきれないですね。わかりました。はい。終わります。

○委員長（松本尚美君） あとないようですので質疑を終わります。議案第30号に対する討論を行います。討論はございますか。

田中委員。

○委員（田中 尚君） 本件につきましては、反対の討論をさせていただきます。理由は極めてシンプル簡単であります。以前の総務常任委員会では基本設計の段階で、当時の法務担当の吉田部長のコメントもいただきまして、当時ですよ。この問題のいわば考え方にかかわっては、やっぱり弁護士の資格もあり最高の方が、設計段階から取り込むということについてはコメントできない。っていうことで、いわば慎重な対応が必要だと。

という答弁を総務常任委員会でなされたのを記憶しております。

したがって、私は一つには、地方自治法上、法規対策部の専門であった方が、そういう疑義を呈した中身の設計ですね。今回工事請負契約議案が出てるということに関しては、地元の要望はそれとしてですよ。私はやっぱり議会としていかなものか、という思いがありますので、そのことが一つの理由として反対。

もう一つは、設計段階から発注者の強い意図で整備するんだと。という点でもやっぱり不足があったというのが私の思いであります。主にこの二つの点を理由に反対したい。以上でございます。

○委員長（松本尚美君） 前段で確認をさせていただきたかったんですが、原案に反対の立場ということですね。

〔「反対です。」という声あり〕

○委員長（松本尚美君） では次に、原案に賛成の発言を許します。

なければ討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。この採決は挙手で行います。

お諮りします。本案は原案可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

賛成多数。よって、本案は原案可決すべきものと、決定しました。

○

付託事件審査（3） 議案第32号 字の区域の変更について

○委員長（松本尚美君） 議案第32号字の区域の変更についての審議に入ります前に、松下企画部長より議案に関する資料の配布と補足説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

松下企画部長。

○企画部長（松下 寛君） 議案の提案のときに、参考資料としてつけた図面につきまして、変更前後がわかりづらいことでしたので、このたび、変更力所変更理由について調整した資料を添付してこれを御説明したいと思います。よろしく願いいたします。資料が至らなくて大変申しわけございませんでした。

○委員長（松本尚美君） ちょっと時間ください。委員の皆さん今配付された、図面っていいですか。図面と提案されております参考資料を見てください。では、どうですか。補足説明があればこれに関連して。

多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） お許しをいただきましたので私のほうから若干補足の説明を行いたいと思います。

提案の議案についてはお配りしている資料のとおりでございますが、本日お配りしたのが重ね図ということでございます。変更前、変更後の図面を重ねました、ということですので、若干説明を加えさせていただきます。位置図でござんになってるとおりかと思えます。撰待地区における撰待川。撰待水門がある付近の公図ということになります。お配りした図面の真ん中を西から東のほうへ撰待川が流れているというような図面でございます。これまで南側。下側でございますが字水沢の区域が従来の区域の区分で、ござんいただきますと、青線。青線が変更前ということで、青線の区域で上側、北側が下撰待ないし字星山というところでございますが、そちらのほうにくい込んだ。字界であったというのが現況でございます。

今回水門等の工事の関係で改めて国土調査を行いました。その結果、境界が確定したのが赤線で表示されている部分ということになります。このことによって、従来字水沢として、黄色の部分星山のほうに食い込んでいた部分が誤りだということがわかったというのが一つ。そして、ここに重複カ所と書いてございますが、字水沢から見ますと、面積3153.862っていうのが減ることになります。字水沢に対して減る部分が黄色。そして、オレンジの部分で細長く表示されている部分が字水沢から見ると、増える部分でございます。新たに

取得する部分が133.142ということになります。これを差し引きいたしますと、3153.862引く133.142ということになりまして、議案のほうでお示しました3020.72平米、これが宇水沢から減る分ということになります。説明のほう以上でございます。

○委員長（松本尚美君） 補足説明をいただきました。質疑ある方はいませんか。

〔「ありません。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これから議案第32号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論ないようですので直ちにお諮りします。議案第32号は原案可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りします。2月27日の本会議における議案第19号議案、第30号及び議案第32号の委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。説明員の入れかえを行います。御苦労さまでした。

午前10時50分 休憩

○

宮古市議会総務常任委員会委員長 松本尚美